

# 香川県報



第 60 号

平成 17 年

8月2日(火曜日)

## 目次

### 告示

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）  
生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定（ ） "
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出（二件）  
（水産課）
- 道路の区域変更（二件）  
（道路保全課）
- 港湾施設の概要の告示（二件）  
（港湾課）
- 道路の位置指定（建築課）

## 告示

香川県告示第四百六十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年八月二日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名称	所在地
平成一七、五、三一	しまだ調剤薬局	丸亀市飯山町下法軍寺五九二番地五

香川県告示第四百六十三号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年八月二日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	所在地
平成一七、七、二九	増田耳鼻咽喉科医院	木田郡三木町下高岡一三八五番地一

香川県告示第四百六十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十七年八月二日から同月十六日まで内海町漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年八月二日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 発起人の住所及び氏名
    - 小豆郡内海町橘甲五〇四番地 浜崎 文男
    - 小豆郡内海町橘甲四二一番地 黒崎 義光
    - 小豆郡内海町橘甲四二一番地 廣瀬 幸弘
  - 二 加入区名称
    - 橘加入区
  - 三 漁船損害等補償法第一百三十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
    - 内海町漁業協同組合
- 香川県告示第四百六十五号  
漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。
- その指定漁船調書を平成十七年八月二日から同月十六日まで女木島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年八月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

高松市女木町二四五番地二 橋本 末春

高松市女木町七五番地一 西口 敏夫

高松市女木町一九〇四番地 真田 稔

二 加入区の名称

女木島加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

女木島漁業協同組合

香川県告示第四百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路 線 名 普通寺綾歌線(二十二号)

三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
普通寺市与北町字西務主二七二八番二地先から 普通寺市与北町字東務主二五二〇番七地先まで	前	一〇・〇	二〇四	道路改修工事の完了に伴う仮設橋の撤去
	前	四六・〇	一四〇	
	後	一〇・〇	二〇四	
		四六・〇		

香川県告示第四百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道(一般)

二 路 線 名 三百七十七号

三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
綾歌郡綾上町山田下字蔵廻二二三一番一地从先から 綾歌郡綾上町山田下字蔵廻二二一九番四地先まで	前	一六・七	七八	交通安全施設整備工事に伴う現道拡幅
	後	一七・四	七八	
		一八・八		

香川県告示第四百六十八号

港湾法(昭和二十五年法律第百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十七年八月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類の

港湾環境整備施設(緑地)

二 名称

鵜部緑地

三 位置

さぬき市津田町鶴羽字西代七七八番三二

四 数量

総面積 一六、三〇〇平方メートル

香川県告示第四百六十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十七年八月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

港湾環境整備施設（緑地）

二 名称

池田港港湾緑地

三 位置

小豆郡池田町大字池田清水谷一番二五

四 数量

総面積 六、〇九四平方メートル

香川県告示第四百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年八月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第四号

二 指定 年月日 平成十七年七月十九日

三 指定道路の位置 木田郡三木町大字下高岡字川原井三三九五 一、二三九五 二及び

同地先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル

延長 二七・五四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第四百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年九月十九日まで縦覧に供する。

平成十七年八月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人小豆島オリブ協会

高橋 悌司

小豆郡内海町苗羽甲一三五六番地四

三 定款に記載された目的

この法人は、オリブとオリブ製品の品質向上、技術開発及び販売促進を支援することにより、地域経済の活性化及び魅力あるまちづくりに貢献し、オリブ生産者及びオリブ製品の消費者の利益に寄与することを目的とする。

香川県公告第四百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、平地土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業西又地区）を行うことについて平成十七年七月十四日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年八月十二日から同年九月一日まで縦覧に供する。

平成十七年八月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、先代池  
土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成十七年八月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の  
種類 氏 名 住 所 就任年月日

監事 田中 義啓 丸亀市津森町五五五番地二 平成一七、四、一

平成十七年八月二日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています